

さいたま市告示第 1 2 2 3 号

さいたま市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要
綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 7 月 2 4 日

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部を改正する告示

さいたま市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱（平成２２年さいたま市告示第５８５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第２条 この告示において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 住基法の規定による住民票の写し及び住民票に記載をした事項に関する証明書で住基法第７条第５号に掲げる事項が記載されたもの並びに戸籍の附票の写しで<u>住基法第１７条第１号に掲げる事項が記載されたもの</u> (2) 住民票の除票の写し及び住民票の除票に記載をした事項に関する証明書で住基法第７条第５号に掲げる事項が記載されたもの並びに戸籍の附票の除票の写しで<u>住基法第１７条第１号に掲げる事項が記載されたもの</u> (3) 〔略〕 ２ 〔略〕 (事前登録の申込み) 第４条 〔略〕 ２ 前項の場合において、事前登録希望者は、本人による申込みであることを証するため、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証若しくは登録証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）又はこれらの書類以外の書類で本人であることを証するため住所等区長が適当と認めるものを提示し、又は提出しなければならない。 ３・４ 〔略〕 <u>（電子情報処理組織による事前登録の申込み）</u> <u>第９条 事前登録希望者は、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と第４条第１項の</u>	(定義) 第２条 この告示において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 住基法の規定による住民票の写し及び住民票に記載をした事項に関する証明書で住基法第７条第５号に掲げる事項が記載されたもの並びに戸籍の附票の写し (2) 住民票の除票の写し及び住民票の除票に記載をした事項に関する証明書で住基法第７条第５号に掲げる事項が記載されたもの並びに戸籍の附票の除票の写し (3) 〔略〕 ２ 〔略〕 (事前登録の申込み) 第４条 〔略〕 ２ 前項の場合において、事前登録希望者は、本人による申込みであることを証するため、<u>住民基本台帳カード</u>、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証若しくは登録証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）又はこれらの書類以外の書類で本人であることを証するため住所等区長が適当と認めるものを提示し、又は提出しなければならない。 ３・４ 〔略〕

規定による申込みを行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、同項の規定による申込みを行う場合については、さいたま市情報通信技術を活用した行政の促進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）及びさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第154号）の例による。

第10条 [略]

第9条 [略]

附 則

この告示は、公布の日から施行する。